

Embassy of India Tokyo

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大に伴い、インドビザ申請方法が変更されました。下記要領をご覧ください。なお、下記は一時的な申請方法であり、今後の状況の変化によって、変更が生じる場合がございますので、ご注意ください。

1.2020年3月3日以前に日本在住の日本人及び外国人の方々に発給されたビザについては、一時無効措置が取られています。ただし、**外交パスポート、公用パスポート、国連やその他国際機関の職員、OCIカード所持者、航空乗務員**については、この無効措置の対象外となり、現在お持ちのビザで入国が可能です。

2.オンラインビザ申請は現在、**受付を停止**しています。

3.2020年3月3日以前に発給されたビザをお持ちの方で、インドに入国しなければならないやむを得ない事情がある方は、在京のインド大使館(または在大阪インド総領事館)にて、改めてビザ申請を行ってください。**すでにインドビザをお持ちの方が再申請する場合、ビザ申請費用は発生しません。**また現在お持ちのビザは、無効措置解除後にまた使用できるようになります。

4.新規ビザ申請について：申請書は在京インド大使館か在大阪インド総領事館でのみ入手できます。

5.ビザ申請書と共に、申請者の健康状態や COVID-19 感染国や地域への訪問履歴を証明する自己申告書を提出する必要があります(在京インド大使館及び在大阪インド総領事館に書式の用意があります)。

6.インドに入国しなければならない理由を書面で明示してください。また、その理由を裏付けられる書類があれば、併せて提出してください。

7.申請書を提出した時点では、**ビザ申請料の支払いは発生しません。**

8.大使館/総領事館においてビザ発給の必要性が認められた場合、申請者にご連絡します。

9.ビザ発給決定の連絡後に、申請料をお支払いいただきます(上記2に当てはまる方は申請料を支払う必要はありません)。支払い確認後、申請者本人または代行申請人を通じて、ビザを発給いたします。

10.なお、全ての外国人(日本人を含む)またインド国民で、空港・国境・港の入国管理局からインドへ入国される方については、入国時に保健担当官と入国管理官に、個人情報やインド国内における連絡先(電話番号や滞在先住所等)や旅行履歴等を記した正式な自己申告書を提出する必要があります。

11.また、入国時の医療検査が義務化されています。ご注意ください。